

	産業構造審議会	中央環境審議会	農水省私的懇談会
役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が、公衆衛生・住民サービス等の観点から、使用済容器包装の分別収集・選別保管に対して果たすべき役割については引き続き存在する。</li> <li>事業者は・・・(中略)・・・資源の有効利用のために必要と考えられる分に関して一定の役割を果たすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすべき。</li> <li>具体的な責任の果たし方としては、・・・(中略)・・・費用の一部を事業者が負担することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他プラ増加のため、事業者が分別収集・選別保管費用の負担に慎重なのは止むを得ない。</li> <li>役割分担見直しは、それによる環境負荷や社会的コストの低減効果の明確化が不可欠。</li> <li>分別収集・選別保管の効率化を図る観点から、事業者が貢献する余地がないのかどうか検討も必要。</li> </ul>
レジ袋有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭で無料配布するレジ袋について、事業者の努力などを後押しし、<u>有料化などを通じて削減する方策について検討すべき</u>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売店での<u>無料配布を禁止する措置(法的措置、自主協定の締結等)</u>を講じることで、買い物袋の持参を促進すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料化は有効であり、<u>レジ袋の他に「有料化する容器包装」を明確化</u>すべき。</li> <li>自主的取組を促し、一律の禁止は、十分な検討が必要。</li> </ul>
収集有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装廃棄物の排出量削減のため、<u>一般廃棄物の有料化と合わせて容器包装廃棄物収集の有料化を推進すべき</u>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装廃棄物についても<u>有料化すべきではないかとの意見がある</u>が、有料化を行う市町村は、消費者の分別排出の徹底や異物混入の防止などの措置を講じる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル収集有料化を検討する余地はあるが、<u>検討に当たっては、その効果と弊害を十分踏まえるべき</u>である。</li> </ul>
その他プラ再商品化手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアル残渣は燃料化や熱回収で有効利用すべき。</li> <li>その他プラ全般に関し、<u>マテリアルの高度化、ケミカルの多様化、燃料化や熱回収の位置付を検討</u>すべき。</li> <li>住民や自治体が対応可能な範囲でのPP・PE・PSの分別すべき(もしくはボトルとフィルムの別収集)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PP・PE・PSを分別すべき(もしくはボトルとフィルムの別)。残渣はRPF等のジョイント利用。</li> <li>再商品化物品の品質基準(水、塩素)を設定すべき。</li> <li>収集量が再商品化能力を上回る場合だけでなく、一般的に廃プラと共に熱回収することも検討すべき。</li> <li>標準コストを設定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料リサイクル優先の見直し、「入札制度の見直し」、「再商品化手法の拡大」。</li> <li><u>材料リサイクルに向かない容器包装廃棄物について、「回収しない」、あるいは「サーマルリカバリー」処理することなども検討</u>すべき。</li> </ul>
リユース普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型施設や公共施設(自治体庁舎、学校給食)などで、優先的にリターナブル容器の導入を検討すべき。</li> <li><u>リユースの促進に資するビジネスモデルを先駆的に導入しようとする事業者に対して国や自治体からの支援を検討</u>すべきである。(例:マイカップ自販機の普及等)</li> <li>自主回収の認定条件について、段階的な回収率にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型施設や公共施設(国や地方自治体の庁舎)などで、率先してリターナブル容器を導入すべき。</li> <li><u>リターナブルびんを分別基準適合物に位置付け、分別する市町村に経済的インセンティブを付与</u>すべき。</li> <li>特定事業者の先進的な自主的取組について、<u>国が優遇措置を講</u>じべき。</li> <li>自主回収の認定条件について、段階的に、柔軟に運用すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による回収拠点の整備が必要。</li> <li>国が、必要な方策等を調査研究し、消費者への普及啓発を推進すべき。</li> <li>自主回収の認定条件について、導入当初は緩和すべき。</li> </ul>